

# 第23回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月23日（火曜日） 午前10時  
（受付開始時間：午前9:30）

## 開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号  
HAPPO-EN 八芳園 本館3階 竹庭

※昨年と開催場所が異なりますので、ご来場の際は  
ご注意ください。

## 議案

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件        |
| 第2号議案 | 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件    |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件   |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件      |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件    |
| 第7号議案 | 会計監査人選任の件                   |
| 第8号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  |

株式会社リボミック

証券コード：4591

株主各位

証券コード 4591  
2026年6月2日  
電子提供措置の開始日 2026年6月1日  
東京都港区白金台三丁目16番13号

**株式会社リボミック**

代表取締役社長 中村 義一

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ribomic.com/ir/library.php>

(上記のページを表示する際は、当社のウェブサイトのトップページへアクセスし、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「リボミック」又は「コード」に当社証券コード「4591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

(本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLへアクセスしID・パスワードを入力ください)

QRコードは  
議決権行使書用紙に  
ございます

各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になる場合がございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができませんので、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の日時まで、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月23日（火曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9:30）																		
2 場 所	東京都港区白金台一丁目1番1号 HAPPO-EN 八芳園 本館3階 竹庭 ※昨年と開催場所が異なりますので、ご来場の際はご注意ください。 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。																		
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"><b>報告事項</b></td> <td>第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><b>決議事項</b></td> <td>第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号議案 会計監査人選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件</td> </tr> </table>	<b>報告事項</b>	第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件	<b>決議事項</b>	第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件		第2号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件		第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件		第4号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件		第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件		第6号議案 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件		第7号議案 会計監査人選任の件		第8号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
<b>報告事項</b>	第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件																		
<b>決議事項</b>	第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件																		
	第2号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件																		
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件																		
	第4号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件																		
	第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件																		
	第6号議案 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件																		
	第7号議案 会計監査人選任の件																		
	第8号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件																		
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。																		

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト及び株主総会ポータル®において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。  
本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

資源使用量節減のため、本総会終了後の決議通知の発送を行わず、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、当社とステークホルダーの皆様とをつなぐIRメール配信サービスを実施しており、メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料で登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ホームページより登録いただけましたら幸いです。

**当社ウェブサイト (<https://www.ribomic.com/>)**



# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2026年6月22日（月）午後6時

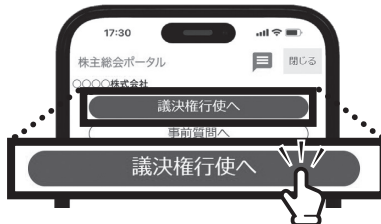
## スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年6月18日（木）午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件

### 1. 提案の理由

当社の発行可能株式総数は114,000,000株であります。2026年3月末日現在の当社発行済株式総数は54,332,640株となっております。

当社株式の資金調達手段の選択肢の拡大及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を増加させるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>114,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>217,000,000</u> 株とする。

## 第2号議案

## 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件

## 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化と執行への権限委譲による意思決定の迅速化を図り、取締役会を構成する社内・社外のメンバーが全員で議論を行うことで取締役会を活性化させることにより、さらなる企業価値の向上を目指して、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

本議案は、この移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条<条文省略>  (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人  第5条<条文省略>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行の通り>  (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> (削除)  第5条<現行の通り>

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条&lt;第1号議案の通り&gt; 第7条～第9条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>の</u>定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 &lt;条文省略&gt; (2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>により</u>選定する。</p> <p>(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社に取り締役7名以内を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 第6条&lt;第1号議案の通り&gt; 第7条～第9条&lt;現行の通り&gt;</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>又は取締役会の委任を受けた取締役が</u>定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 &lt;現行の通り&gt; (2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は取締役会の委任を受けた取締役が</u>選定する。</p> <p>(3) &lt;現行の通り&gt;</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 &lt;現行の通り&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社に取り締役<u>(監査等委員である取締役に除く。)</u>5名以内を置く。 <u>(2)当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>選任する。</p> <p>(2)～(3) &lt;現行の通り&gt;</p> <p>(任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の補欠として、または増員により選任された取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、他の現任取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(4) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(5) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;現行の通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条&lt;現行の通り&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第28条～第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第30条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第31条 監査役は株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (3) 当社は、会社法第329号第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 (4) 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条～第30条&lt;現行の通り&gt;</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。ただし、前条第3項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	(削除)
<p>(責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役との間の責任限定契約) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p>
	<p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2)監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第42条&lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計 算 第43条～第46条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第34条～第36条&lt;現行の通り&gt;</p> <p>第7章 計 算 第37条～第40条&lt;現行の通り&gt;</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件**

第2号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）として、経営をスリム化し意思決定の迅速化を図るため2名減員し、監査等委員である取締役を除く取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は、次のとおりです。なお、各候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

候補者  
番号

**1**

なかむら よしかず  
**中村 義一** (1947年11月25日生)

所有する当社の株式数 568,000株



**重 任**

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1978年4月	東京大学医科学研究所助手	2005年10月	当社取締役最高技術責任者
1986年6月	東京大学医科学研究所助教授	2012年4月	当社代表取締役社長
2000年10月	東京大学医科学研究所教授	2012年6月	東京大学名誉教授（現任）
		2022年10月	RIBOMIC USA Inc. President, CEO（現任）
		2024年4月	当社代表取締役社長兼事業推進本部長（現任）
		2026年2月	一般財団法人医科学研究推進財団理事

**取締役候補者とした理由**

中村義一氏は、当社の創業者であり、代表取締役社長として、経営における豊富な経験と実績を有するとともに、過去に日本RNA学会会長を務めるなど、RNA研究の第一線で活躍し、RNA科学及び創薬における深い見識を有しています。当社は、同氏が当社のアプタマー創薬事業をけん引する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



重 任

あ だ ち た つ お  
**安 達 健 朗** (1987年8月14日生)

所有する当社の株式数 3,300株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年4月	日本学術振興会特別研究員DC1	2021年5月	同 執行役員探索研究部長
2016年12月	当社入社	2023年10月	同 執行役員研究開発本部長 兼 探索研究部長
2018年12月	同 主任研究員	2024年6月	当社取締役執行役員研究開発 本部長 兼探索研究部長
		2025年4月	同 取締役執行役員研究開発本 部長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

安達健朗氏は、入社以来、当社の独自技術に基づき有望なアプタマーの創出、アプタマーのドラッグデリバリーシステム (DDS) としての研究、及びAI技術を用いたアプタマー創薬の研究を主導すると共に、2023年に研究開発本部長への就任後においては当社の研究開発全体を指揮して参りました。当該分野における幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社の今後の研究開発を経営の立場から牽引していける人物であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3



重 任

社 外

独 立

まつ ふじ せん や  
**松 藤 千 弥** (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数 40,000株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	東京慈恵会医科大学 栄養学 教室・助手	2001年3月	同・教授
1992年10月	米国ユタ大学人類遺伝学研究 所・ハワードヒューズ医学研 究所留学	2007年5月	東京慈恵会医科大学 分子生物 学講座・講座担当教授
1996年11月	東京慈恵会医科大学 生化学 講座第2・助教授	2013年4月	東京慈恵会医科大学学長・学校 法人慈恵大学理事（現任）
		2021年6月	当社取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松藤千弥氏は、医師、大学教授としての豊富な経験と高度な専門知識、及び学長としての大学・病院等の組織マネジメント分野に携わってこられた豊富な経験をお持ちであります。また、2021年以降、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいていることから、当社グループの経営全般並びに医薬品開発について助言いただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

ふじ わら とし のぶ  
**藤原 俊伸** (1972年10月4日生)

所有する当社の株式数 0株



重 任

社 外

独 立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年2月	神戸大学大学院 自然科学研究科 助教	2013年4月	名古屋市立大学大学院 薬学研究科 衛生化学分野 教授
2006年4月	(独) 科学技術振興機構 さがしげ研究員 (兼務)	2013年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘教授 (兼任)
2007年4月	神戸大学大学院 工学研究科 応用化学専攻 准教授	2015年4月	近畿大学薬学部医療薬学科 生化学研究室 教授 (現任)
2011年4月	(公財) 微生物化学研究会 微生物化学研究所 主席研究員	2022年10月	近畿大学大学院 薬学研究科長 (現任)
2011年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘准教授 (兼任)	2023年6月	当社取締役 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原俊伸氏は、RNA科学に関する高度な知識と深い見識を有すると共に、大学における専門領域の指導者として豊富な経験を有しております。また、2023年以降、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいていることから、当社の創薬研究基盤と研究の充実について助言いただき、当社のアプタマー医薬の進展に寄与していただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者松藤千弥氏及び藤原俊伸氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松藤千弥氏は5年、藤原俊伸氏は3年となります。
3. 松藤千弥氏並びに藤原俊伸氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。各氏の重任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4. 松藤千弥氏及び藤原俊伸氏につきましては、すでに独立役員として指定し、届け出を行っております。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担しております。

## 第4号議案

## 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件

当社は、本総会の決議事項第2号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

にし はた とし あき  
西 畑 利 明 (1948年11月4日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月	大阪大学薬学部助手	2009年6月	同社取締役常務執行役員研究開発本部長
1981年4月	Kansas大学 Associate Professor	2010年4月	Santen Inc.取締役社長兼CEO 兼務
1988年6月	Upjohn Pharmaceuticals Ltd. (現Pfizer Inc.) 入社	2011年4月	参天製薬(株)取締役専務執行役員米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長
1996年3月	参天製薬(株)入社	2015年7月	当社顧問
1999年7月	同社執行役員	2016年6月	当社取締役 (現任)
2002年12月	同社執行役員研究開発本部長		
2004年7月	同社常務執行役員研究開発本部長		

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西畑利明氏は、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識を有しており、また、2016年より社外取締役として当社経営の監督を行っていただいていることから、独立した立場と客観的な視点から適切な監査・監督機能を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスと企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



新任

社外

やまもと まもる  
**山本 守** (1956年5月1日生)

所有する当社の株式数 0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	監査法人朝日会計社 東京事務所 入所 (現 有限責任あずさ監査法人)	2019年6月	株式会社Cogent Labs 監査役就任 (現任)
1984年3月	公認会計士登録	2022年12月	株式会社アビスト 取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
1995年5月	社員就任 (現パートナー)	2024年12月	辻本郷ITコンサルティング株式会社 監査役就任 (現任)
2002年5月	代表社員就任 (現 パートナー)		
2018年7月	株式会社日本橋アカウンティングサービス設立 代表取締役社長 就任 (現任)		
2018年7月	株式会社エータイ 取締役就任 (~2022年11月)		
2018年12月	株式会社アビスト 取締役就任		

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本守氏は、長年にわたり、公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務及び会計に関する専門的な見地、業務執行の監査に求められる判断力、見識などを有していることから、監査等委員である取締役として適任であり、これまでの豊かな知見と経験を活かし、監査等委員として業務執行全般の監査・監督に当たっていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

かい あ み まこと  
**貝阿彌 誠** (1951年10月5日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	裁判官任官	2017年2月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
2000年4月	東京地方裁判所 部総括判事	2017年6月	富士フィルムホールディングス株式会社 社外取締役（～2020年6月）
2007年7月	法務省大臣官房 訟務総括審議官	2018年6月	東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2009年7月	東京高等裁判所 判事	2018年6月	サーレン株式会社 社外監査役（現任）
2009年12月	和歌山地方・家庭裁判所 所長	2018年9月	大手町法律事務所（現任）
2011年1月	長野地方・家庭裁判所 所長	2020年6月	日本郵政株式会社 社外取締役（現任）
2012年11月	東京高等裁判所 部総括判事		
2014年7月	東京家庭裁判所 所長		
2015年6月	東京地方裁判所 所長		
2016年10月	定年退官		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

貝阿彌誠氏は、裁判官としての豊富な経験と見識に加えて、弁護士登録後は企業における社外役員を歴任していることから、企業法務に関する専門的な知見、業務執行の監査に求められる判断力、見識などを有しており、監査等委員である取締役として適任であり、これまでの豊かな知見と経験を活かし、監査等委員として業務執行全般の監査・監督に当たっていただけのものと期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注)

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 取締役（監査等委員である）候補者西畑利明氏、山本守氏及び貝阿彌誠氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西畑利明氏は10年となります。
- 西畑利明氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。西畑利明氏、山本守氏及び貝阿彌誠氏の選任が承認された場合、当社は西畑利明氏との間で当該契約を継続し、山本守氏及び貝阿彌誠氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
- 西畑利明氏は、すでに独立役員として指定し、届け出を行っております。山本守氏及び貝阿彌誠氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、両氏の選任が承認された場合には、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行

った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担をしております。

<ご参考>取締役のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、当社役員の構成、主な経験・専門性及び期待される役割は次のとおりとなります。

	氏名	社外	企業経営	サイエンス/ 医学/薬学	研究開発	財務/会計	法務/コンプ ライアンス	グローバル /国際経験
取締役	中村 義一		○	○	○			○
	安達 健朗			○	○			
	松藤 千弥	○		○				○
	藤原 俊伸	○		○				○
	西畑 利明 (監査等委員)	○	○	○	○			○
	山本 守 (監査等委員)	○				○		
	貝阿彌 誠 (監査等委員)	○					○	

#### 第5号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2024年6月25日開催の第21回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役40百万円）と決議いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とさせていただきますと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、本議案の内容は、事業報告「3.会社役員 の状況」の「(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきますと存じます。

また、本議案の内容は、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、当社の事業規模、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、監査等委員である各取締役に対する報酬の具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議の上、決定いたします。

なお、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件」をご承認いただきますと、3名となります。

本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

## 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である保森監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

## 1. 監査役会が史彩監査法人を会計監査人候補とした理由

現会計監査人である保森監査法人は本総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査を適切かつ妥当に行われる体制を十分に整えていると考えていますが、翌事業年度以降の当社における新役員体制（社内の経営管理体制を統括している管理担当役員（管理本部長）並びに現監査役会の監査役3名すべてが役員候補者から外れている）を懸念し、任期満了をもって契約終了したい旨2026年4月16日に決定したとの連絡がございました。一方、当社におきましては、当社の業務内容及び事業規模に応じた機動的な監査が期待できることを重視し、総合的な観点で新たな会計監査人の選任について検討した結果、当社の事業内容や規模にも照らして、史彩監査法人の専門性、独立性、監査の実施体制、品質管理体制及び監査報酬予定額等を総合的に勘案し、同監査法人が適任であると判断いたしました。

## 2. 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

① 名称	史彩監査法人
② 所在地	東京都港区赤坂二丁目4番6号 赤坂グリーンクロス24階
③ 沿革	2017年3月 設立
④ 概要	資本金：30百万円 構成人員 代表社員：3名 社員 6名 公認会計士 31名 公認会計士合格者 11名 その他 7名 関与会社数：上場16社、IP準備企業等23社
⑤ 業務執行社員の氏名	関 隆浩、林 裕之
⑥ 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

なお、史彩監査法人が会計監査人に選任された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。

## 第8号議案

**資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件****1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由**

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額3,188,537,562円を計上するに至っております。つきましては、税負担の軽減を図るとともに、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

**2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容**

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

## (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 872,380,030円のうち、822,380,030円  
(減少後の額：50,000,000円)

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

資本準備金の額 5,156,732,169円のうち、2,366,157,532円  
(減少後の額：2,790,574,637円)

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

## (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,188,537,562円

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
    その他資本剰余金 3,188,537,562円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
    繰越利益剰余金 3,188,537,562円

### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年8月3日（予定）

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboART System<sup>®</sup>」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、眼科疾患と希少疾患を重点領域と定め当事業年度においても様々な取り組みを進めてまいりました。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

#### 創薬事業

創薬事業では、当社が自社で創製した医薬品の研究開発を行い、製薬企業等へのライセンス・アウトを通じた収益獲得を目指しております。現在、umedaptanib pegolの開発が最も進んでおり、当社創薬事業の中核の医薬品としての開発を進めております。

#### 1. 「umedaptanib pegol」(抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名)による臨床開発の狙い

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol (FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー) を、自社での臨床開発のテーマに選び、「軟骨無形成症 (Achondroplasia、ACH)」と「滲出型加齢黄斑変性 (Wet Age-related Macular Degeneration、wet AMD)」の治療薬としての開発を進めております。

#### 2. 開発状況、及び既存治療法との比較

##### (i) 軟骨無形成症 (ACH)

##### ・臨床試験の進捗

ACHに関するプロジェクトは、2021年度から3年間、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業として助成を受け、ACHの小児患者 (5~14歳) における、身長伸びを含む臨床的基礎データの取得と第2相臨床試験の被検者選定を目的とした第2相観察試験、umedaptanib pegolを26週投与した場合の有効性と安全性を探索的に評価する第2相臨床試験、及びumedaptanib pegolを長期投与した場合の有効性と安全性を評価する第2相長期投与試験の3つの臨床試験を実施いたしました。

第2相観察試験については、2022年11月に患者の登録を開始し、東京、岡山及び関西地区の8施設で13名の患者を組み入れ、2024年12月に最終症例の観察期間が完了いたしました。第2相臨床試験については、2023年4月に投与を開始、コホート1（低用量群、6名、1回/週の0.3mg/kg皮下投与、26週）とコホート2（高用量群、6名、1回/2週の0.6mg/kg皮下投与、26週）の2群に分けて実施し、2025年9月に投与が完了いたしました。

また、2026年3月、第2相臨床試験の統計解析が完了し、その結果の概要は下記の通りです。

#### ・試験結果の概要

- 主要評価項目である年間身長伸展速度について、途中休薬のあった1名を除き、コホート1の投与完了5名及びコホート2の投与完了6名の計11名を解析対象として評価した結果、投与開始前（観察期間）と比較した投与後の年間身長伸展速度の変化量（ $\Delta$ AHV）の平均は+1.4cm/年となり、探索的解析として統計学的有意差が認められた（ $p=0.04$ ）
- コホート1では5名中3名で、コホート2では6名中5名で治療後の $\Delta$ AHVの変化量が投与開始前の $\Delta$ AHVよりも増加した。うち4名の $\Delta$ AHVは+2.0、+3.3、+4.6、+5.0cm/年と顕著な増加を示した。これら $\Delta$ AHVの増加は、同一条件での長期投与試験においても継続している。
- ボックスゾゴ<sup>®</sup>投与歴のある被験者においても $\Delta$ AHVの改善が観察された（3名中2名）。
- 副次評価項目として身長Zスコア、血清中骨代謝マーカー、体格検査（頭囲、腹囲、上腕長、前腕長、大腿長、下腿長及びアームスパン）、及び身体の体型バランスを探索的に評価した結果、本試験の範囲では有効性を示唆する一貫した傾向は観察されなかった。また、骨年齢、大腿骨成長板の形成状態、臨床所見に基づく肘関節及び股関節の所見、及びタナー発達分類においては、次試験に進む上での障害となる事象は観察されなかった。
- 本薬剤との関連性有と判定された有害事象として、注射部位の疼痛（1例）、注射部位の腫脹（1例）、頭痛（1例）、関節痛（1例）、及び知覚過敏（1例）が発生したが、いずれも短期間かつ軽微であり、これら以外で試験中止に至る重篤な有害事象は観察されなかった。

以上の結果から、umedaptanib pegolの第2相臨床試験において、有効性が確認されるとともに、安全性についても開発継続の観点から重要な治験が得られました。これらは、ACH治療薬としての概念実証（Proof of Concept, POC）を支持するもので、詳細解析の結果は、医学専門誌に論文掲載する予定です。

なお、第2相臨床試験を完了した12名のうち11名は、同一投与条件の第2相長期投与試験に移行しており、現在は8名に対して継続して被験薬の有効性及び安全性を評価しており、これまでにumedaptanib pegolを投与したACH小児患者において、安全性に関する懸念は発生していません。

また、コホート1での結果に基づいて、厚生労働省に対して、希少疾病用医薬品指定（ODD）申請を行い、2025年5月に指定承認されました。これに伴い、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBN）に対して、助成金の交付申請を行い、今年度助成される金額は39,160千円となりました。

2026年3月、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対し、第3相臨床試験（2～14歳の小児患者16名、1回/週の1mg/kg皮下投与、単剤試験、52週）の治験申請を実施し、実施許諾を得ており、規制上いつでも臨床試験を開始できる状態となりました。

現在、第3相臨床試験に向けて施設との契約手続き等を進めております。

#### ・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認いたしました（非臨床POC獲得）<sup>※1</sup>。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離した状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。

ようやく、2022年6月にACH治療薬としてBioMarin社のボックスゾゴ<sup>®</sup>の製造販売が承認されました。しかし、その効果は十分とは言えず、毎日の投与が必要となっているため、小児のACH患者にとって、もっと効果が強く、皮下注射の間隔が長く取れる新薬の開発が望まれています。

※1：Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, et al.: RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. *Sci. Transl. Med.*, 13, eaba4226 (2021)

#### (ii) 滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

##### ・臨床試験

umedaptanib pegolの複数投与による臨床POC獲得を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました。（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①umedaptanib pegol硝子体内注射の単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるaflibercept（商品名アイリーア<sup>®</sup>）とumedaptanib pegolの硝子体内注射による併用投与群、及び③aflibercept硝子体内注射の単剤投与群の3群間で、umedaptanib pegolの有効性及び安全性をafliberceptと比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、umedaptanib pegolを単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のumedaptanib pegolの硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者を対象にumedaptanib pegolの単剤投与の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）を実施いたしました（被験者5名）。これらの結果は、英国王立眼科学会誌Eyeに2報の論文として掲載されました<sup>※2,3</sup>。その要約は以下のとおりです。

#### [論文要点]

- ・いずれの試験においても、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
- ・治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された（TEMPURA試験）。
- ・抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者においては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafliberceptの併用投与において、aflibercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、umedaptanib pegolの効果はafliberceptに対して非劣勢であり、症状の進行抑制が確認された（TOFU試験）。
- ・すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

#### [今後の開発方針]

現在標準治療となっている抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がないため、既存療法の大きな Unmet Medical Needsになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”の新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業との提携・ファンド等からの資金調達を含めて検討してまいります。

※2：Pereira DS, Akita K, et al: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye, 2024 Apr;38(6):1149-1154.

※3：Pereira DS, Maturi RK, et al.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients. Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148.

#### (iii) 眼科領域における適応疾患の拡大

umedaptanib pegolのwet AMD臨床試験におけるPOCを獲得していることから、本剤が他の未だ治療法のない眼科疾患に対して有効であることが動物実験で示唆されれば、umedaptanib pegolの適応拡大として速やかに臨床試験が可能となります。その観点から、日本大学とumedaptanib pegolのPVR（後述 2. RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）への適応拡大を目的とし

た共同研究を実施しておりましたが、臨床病態に近い有効な動物モデルの確立に至る事が出来ず、2025年5月31日付にて共同研究を終了しております。

umedaptanib pegolに関しては別途複数の眼科疾患モデルを用いて薬理試験を継続中であり、糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、umedaptanib pegolを投与した際に、眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはumedaptanib pegolが血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを示唆するものであり、糖尿病網膜症の主要な合併症である糖尿病黄斑浮腫に対しても有効性を示す可能性が考えられることから、当社は糖尿病黄斑浮腫への展開も含めて様々な可能性を検討しております。

なお、umedaptanib pegolの糖尿病網膜症に対する用途特許を2025年9月に特許出願しております。

## 2. RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）

RBM-006が対象とする増殖性硝子体網膜症は、網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって併発する網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面や網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺壁（しゅうへぎ）形成や牽引性網膜剥離が生じ、重篤な視力障害や失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な医薬品は存在しません。

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授（現 旭川医科大学教授）との共同研究において、ブタPVRモデルにおける抗オートタキシンアプタマーの効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、その成果が学術誌International Journal of Molecular SciencesにONLINE掲載されました<sup>\*4</sup>。

Autotaxinは様々な生理機能を有する脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）を産生する重要な酵素で、その機能異常は多くの疾患につながることが知られています。中でも、眼科疾患においては、緑内障、滲出型加齢黄斑変性、糖尿病網膜症、硝子体網膜症等の発症に関与することが示唆されており、当社はアプタマーを用いて、これらの眼科疾患に対する新規治療薬の開発を目指しております。

その取り組みの中で、umedaptanib pegolと同一の糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはRBM-006が血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを強く示唆するものであります。

以上の動物試験から、umedaptanib pegolとRBM-006の2剤において、糖尿病網膜症に対して有効性が示唆されており、今後その開発優先度については、総合的な評価に基づき判断してまいります。

また、RBM-006については、既存の抗オートタキシンアプタマーの活性を凌駕し、かつ鎖長も短い新規抗オートタキシンアプタマーの創製に成功したことから、2026年1月、新規物質特許の出願をいたしました。

※4：Hanazaki H, Yokota H, et al.: The effect of anti-autotaxin aptamers on the development of proliferative vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

### 3. RBM-011 (抗IL-21 (インターロイキン21) アプタマー、肺動脈性肺高血圧症)

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症 (PAH) は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。

当社は、国立循環器病研究センター (国循) との共同研究として、AMEDの支援のもと、抗IL-21アプタマーを用いたPAH治療薬の開発を実施してきました。その結果、抗IL-21アプタマーがPAHモデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかになり、2020年6月に特許出願をしております。

また、原薬合成を終え、毒性試験も完了して、第1相臨床試験が実施可能な準備が完了しております。

## 創薬支援事業

創薬支援事業では、当社が保有するアプタマー創薬基盤技術を活用し、製薬企業等との共同研究を通じて創薬活動を支援しております。共同研究により得られた研究成果やノウハウを基に、創薬支援技術の高度化及び提供領域の拡大を図るとともに、研究受託収入や契約一時金等の獲得を通じた早期の収益化を目指しております。

#### 1. 共同研究契約に基づく取り組み

共同研究契約に基づく取り組みとしては、当社の創薬基盤技術を活用し、製薬企業等と協働して医薬品創製に向けた研究開発を進めており、現在、3件の共同研究プロジェクトが進行しております。

##### (i) リードファーマ株式会社との共同研究

リードファーマ株式会社は、中枢神経系疾患領域における医薬品研究開発に強みを有する創薬企業です。当社は同社と、中枢神経系疾患を対象とした新規治療薬の創出を目的として、当社の創薬基盤技術を活用した共同研究を実施しております。

本共同研究では、中枢神経系疾患における創薬研究を進める上で重要となる中枢領域への薬剤送達や創薬標的への作用最適化等の課題に対し、当社の創薬基盤技術とリードファーマ株式会社の当該分野における知見・研究実績を組み合わせることで、その解決を図っております。両社の技術的強みを相互に活かしながら研究開発を進めることにより、将来的な医薬品開発につながる研究成果の創出を目指しており、検討を推進しております。

##### (ii) 日産化学株式会社との共同研究

日産化学株式会社は、化学分野を基盤としてヘルスケア分野においても研究開発を展開し、核酸創薬に関する独自の技術基盤を有する企業です。当社は同社と、当社が保有する創薬基盤技術を日産化学株式会社の核酸関連技術に適用することにより、新たな創薬基盤の構築を目指す共同研究を実施しております。

本共同研究では、当社創薬基盤技術の有用性評価及び核酸医薬分野への応用可能性について検討を進めており、両社がそれぞれ有する技術的強みを組み合わせることで、将来的な医薬品創出につながる基盤技術の確立を目指しております。基礎的な研究段階を中心とした評価・検討を行っておりますが、得られた知見を踏まえ、今後の研究展開の拡張や応用可能性についても検討していく方針です。

### (iii)SK Plasmaとの共同研究

SK Plasma は、韓国のバイオ医薬品企業であり、血漿分画製剤を中心に医薬品の研究開発、製造及び販売を行っている企業です。当社は同社と、当社が保有する創薬基盤技術を活用し、アダマーを医薬関連成分と組み合わせた新たな創薬アプローチの可能性を検討することを目的とした共同研究を実施しております。

本共同研究では、SK Plasma が研究開発する薬物と当社のアダマー技術を組み合わせた複合体の創出に取り組み、当該複合体が有する特性や応用可能性について評価を進めております。両社がこれまでに蓄積してきた研究開発に関する知見を活用することで、将来的な医薬品開発につながる研究成果の創出を目指しております。

### iv)三菱商事ライフサイエンス株式会社との共同研究

三菱商事ライフサイエンス株式会社（旧：ビタミンC60バイオリサーチ株式会社）は、食品原料、健康素材、化粧品原薬などのライフサイエンス事業を展開する三菱商事のグループ会社で、フラレンを化粧品原料として製造販売する世界で唯一のメーカーです。

本共同研究では、共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発を目的とした共同研究を実施してまいりました。

その結果、紫外線やストレスなどが引き金となり過剰分泌されることでシワ形成やたるみを引き起こす原因となる可能性がある、免疫系の重要な細胞である好中球から分泌されるエラスターゼ（タンパク質分解酵素）を阻害するアダマー（抗好中球エラスターゼアダマー）の創製・開発に成功しており、日本国特許庁に対して、2025年1月に共同で特許出願をいたしました。このような成果を踏まえ、本共同研究に一つの区切りがついたと考えられ、2026年3月契約を終了しております。なお、先方とは引き続き共同出願特許の取り扱い及び権利活用の方針（第三者へのライセンス許諾等を含む）について、検討を進めております。

## 2. 業務委託契約等に基づく取組

業務委託契約等に基づく取組としては、当社の創薬基盤技術の有用性評価及び応用可能性の検討を目的として、製薬企業等に対する材料提供や技術情報の共有を行っております。これらの取組には、国内大手製薬企業を含む複数の企業が提携候補先として含まれており、当社技術の評価を通じて、将来的な共同研究契約への発展を見据えた関係構築を進めております。なお、個別の相手先及び取組内容の詳細については、機密保持の観点から開示しておりません。

### 基盤技術研究

当社は、創薬事業及び創薬支援事業の双方を支える共通基盤として、創薬基盤技術の研究開発に取り組んでおります。これらの基盤技術は、自社創薬パイプラインの創出及び価値向上に資するのみならず、製薬企業等との共同研究や技術提供を通じた創薬支援事業の展開にも活用されております。当社は、基盤技術の継続的な高度化を図ることと、両事業の競争力強化及び中長期的な企業価値向上を目指しております。

#### (i)DDSアプタマー技術

DDS (Drug Delivery System) とは、薬剤の体内動態や分布を制御することで、有効性を高めるとともに、副作用や投与負担を軽減する技術であり、核酸医薬品をはじめとする次世代モダリティの実用化に不可欠な要素です。特に、薬剤を特定の組織へ選択的に送達する技術の重要性が高まる中、アプタマーは高い結合特異性と化学的安定性を有し、さらに化学合成による高い設計自由度を備えています。これらの特性を活かし、アプタマーを標的組織を認識するセンサーとして用いることで、様々な薬剤を狙った臓器へ送達するDDSの創出が期待されます。

##### ①光免疫療法への応用

当社は、2023年9月に慈恵大学と共同研究を開始し、アプタマーの光免疫療法への応用について培養細胞試験で有望な成果を得ました。これを受け、2025年12月には関西医科大学を加えた三者連携体制を構築し、動物試験を含む研究を加速しております。

##### ②siRNA核酸デリバリーへの応用

東京大学及び早稲田大学との共同研究により、デングウイルス膜タンパク質に結合するアプタマーとsiRNAを融合したキメラ核酸を開発いたしました。本分子は複数血清型に対し増殖抑制効果を示し、2024年12月に学術誌へ成果を報告しております。<sup>\*5</sup>

##### ③アプタマー修飾ナノ粒子への応用

当社は、アプタマーの高い標的結合能を活用し、LNP表面に修飾することで送達指向性を付与したDDS技術を開発いたしました。脳などへの核酸送達を可能とする本技術について、2025年6月に特許出願し、学会発表も行っております。

※5 : Amano R, Takahashi M, et al.: A chimeric RNA consisting of siRNA and aptamer for inhibiting dengue virus replication. NAR Molecular Medicine. 1(4):ugae025 (2024).

#### (ii)AIアプタマー技術

当社は、早稲田大学と共同で、バイオインフォマティクス及びAIを活用したアプタマー創薬基盤技術の開発を推進してきました。HT SELEXデータを解析するアプタマー選抜技術「RaptRanker」を開発し<sup>\*6</sup>、さらに深層学習を用いた配列生成技術「RaptGen」により、既存データに含まれない新規高親和性配列の創出を可能としました<sup>\*7</sup>。近年は大規模言語モデルを活用した結合活性予測技術「RaptScore」を確立し、任意配列の評価や最適化を可能としています<sup>\*8</sup>。また、量子計算とAIを融合した技術を活用し、核酸配列最適化を題材とした次世代創薬基盤の確立に取り組んでいます。これらの技術は当社創薬基盤への統合を進めており、研究開発効率の向上に寄与しています。

### (iii)製剤化技術開発

当社は、アプタマーとポリエチルオキサゾリン（PEOZ）とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出し、2024年4月に特許出願をいたしました。

さらに、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結し、味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP<sup>®</sup>を利用して、免疫グロブリンの部分タンパク質であるFc領域に対して核酸アプタマーを共有結合させて、血中半減期の飛躍的な延長に成功し、2025年3月に特許出願をいたしました。

本技術により、核酸アプタマーが抗体医薬と同等の血中滞留性を獲得できれば、アプタマー医薬品の開発が飛躍的に発展するものと考えております。なお、味の素株式会社との共同研究契約は2025年3月31日に終了しております。

これらの結果、当事業年度において、事業収益3百万円（前事業年度の事業収益は2百万円）、事業費用として研究開発費803百万円、販売費及び一般管理費406百万円を計上し、営業損失は1,207百万円（前事業年度の営業損失は1,050百万円）となりました。

また、営業外収益として、コンピューター科学を応用した技術開発を目的としたJST委託事業や量子計算技術と人工知能を組み合わせた技術の活用により、医薬品創製プラットフォームの確立を目的としたNEDO委託事業、ACH治療薬umedaptanib pegolの開発を目的とした希少疾病用医薬品等試験研究助成金による助成金収入57百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第18回新株予約権の行使、従業員への譲渡制限付き株式の交付に伴う株式交付費13百万円等を計上したことにより、経常損失は1,138百万円（前事業年度の経常損失は1,014百万円）となりました。

また、固定資産の減損損失5百万円を計上したことにより、税引前当期純損失は1,144百万円（前事業年度の税引前当期純損失は1,017百万円）となり、法人税、住民税及び事業税1百万円の計上により、当期純損失は1,145百万円（前事業年度の当期純損失は1,018百万円）となりました。

なお、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は9百万円であります。

その主なものは、研究用機器（超高速液体クロマトグラフ）の取得によるものであります。

## ③ 資金調達状況

当事業年度において、当社は、第18回新株予約権の行使により923百万円の資金調達を実施しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (2025年3月期)	第23期 (当事業年度) (2026年3月期)
事業収益	(千円)	65,969	–	2,107	3,000
経常損失 (△)	(千円)	△1,649,305	△982,824	△1,014,861	△1,138,572
当期純損失 (△)	(千円)	△1,653,002	△1,024,237	△1,018,939	△1,145,360
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△53.14	△28.70	△25.21	△23.07
総資産	(千円)	4,583,655	3,547,257	3,185,842	2,976,215
純資産	(千円)	4,384,351	3,391,447	3,043,632	2,841,122
1株当たり純資産	(円)	122.85	94.09	68.26	52.30

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした際に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業とアプタマー創薬基盤技術を活用し、製薬企業等との共同研究を通じて創薬活動を支援する創薬支援事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、医薬品提供の実現、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

(参考)

### 世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen<sup>®</sup>は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis<sup>®</sup>、Eylea<sup>®</sup>、Avastin<sup>®</sup>等）が開発されて、現在、Macugen<sup>®</sup>はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen<sup>®</sup>の成功の後、20年間、アプタマー医薬の開発は停滞しましたが、ようやく最近、補体C5に対するアプタマー（ARC1905: IZERVAY<sup>™</sup>）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、2023年8月米国で承認され、2025年8月日本でも条件付きで承認されました。IZERVAY<sup>™</sup>を開発したIVERIC Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。

Macugen<sup>®</sup>やIZERVAY<sup>™</sup>、そしてumedaptanib pegolがいずれも眼科疾患に対して奏功したことから、アプタマーは眼科疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であ

るため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、眼科疾患に対する新薬の開発はアプタマーに最適な疾患だと考えております。

当社のACH治療薬開発におけるumedaptanib pegolの全身投与は、アプタマーの全身投与としては世界初の成功事例（POC）となるもので、今後は、眼科疾患にとどまらず、全身性のアプタマー医薬品の開発が推進されるものと期待するところです。

上記、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を踏まえ、当社の経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

### ① 自社での治験の実施

当社は、今後当社が大きく飛躍するためにも、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、umedaptanib pegolによる滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第2相臨床試験を米国で実施し、2021年12月までに試験を完了いたしました。また、軟骨無形成症（ACH）を対象とした第1相臨床試験を国内で実施いたしました（2020年7月～2021年5月）。さらに、ACHに関する、国内での第2相試験の被験者選定を目的とした観察試験、ACHの小児患者でのumedaptanib pegolの安全性と有効性を調べる第2相臨床試験、及びこれに引き続き実施する第2相長期投与試験の3つの治験を計画し、2025年9月に投与が完了、2026年3月に解析が完了したことから、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対し、第3相臨床試験（2～14歳の小児患者16名、1回/2週の0.6mg皮下投与、単剤試験、52週）の治験申請を行い、実施許諾を得たため、規制上いつでも臨床試験を開始できる状態となっております。

当社の臨床開発については、社内のリソースに加え、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進めております。今後もumedaptanib pegolの開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

### ② 自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

### ③ 新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能（AI）技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマーや、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、脳内標的化アプタマー等のドラッグデリバリーシステム（drug delivery system：DDS）用アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

### ④ ライセンス活動の推進

umedaptanib pegolにつきましては、未治療のwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれており、当社は、そのためのライセンス・アウト、若しくはパートナーリングの実現に注力しております。

また、ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

なお、当社のライセンス活動については、社内のリソースに加え、必要に応じて外部のコンサルタントの協力を得て進めております。

### ⑤ 共同研究の推進

大手企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。また、他の創薬ベンチャーやアカデミアとの共同研究を通じて、新たなアプタマー関連技術や、新規核酸創薬モダリティ（核酸を用いる創薬基盤技術）の獲得に努めてまいります。

### ⑥ 資金調達

当社はUnmet Medical Needsに応える医薬品開発のための先行投資段階にあり、研究開発活動に必要な資金の調達が課題であると認識しております。

当社では、大手企業との共同研究やライセンス・アウト実現のための事業開発活動や公的助成金の獲得に努めており、これと同時に費用の節約に努めておりますが、継続的かつ安定的な収益の確保に至るまでの先行投資段階においては、新株発行等による資金調達を行い財務体質の維持・強化を図りUnmet Medical Needsに応える医薬品をお届けできるよう研究開発活動を進めてまいります。

### ⑦ 人材の獲得と育成の支援

新たな技術を速やかに世に送り出すためには、優れた人材を獲得し、社員の成長を支援する環境を提供することによって、小規模ながら機能的な研究開発、事業推進、管理の各部門を構築していくことが重要であると認識しております。今後もビジネスや組織のニーズに合った人材獲得を行うとともに、社員一人ひとりの成長が、会社の成長に繋がるよう社員の育成、活躍の場を整備して参ります。

### ⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、核酸医薬の一種である「アプタマー医薬」の開発を目的として創薬事業を展開している創薬プラットフォーム系バイオベンチャー企業です。医薬品開発は、研究費用及び臨床開発費用といった多額の先行投資を要するため、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続的に発生する状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、2025年7月23日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第18回乃至第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行について決議し、2025年8月8日に払い込みが完了しました。なお、第18回新株予約権について、2025年12月10日にすべての行使が完了し、923百万円の資金確保を行っております。

また、資金面においては、当事業年度末において比較的流動性の高い資産として、現金及び預金1,927百万円及び安全性の高い有価証券900百万円の計2,827百万円を保有しており、当事業年度末から1年を超える期間についての資金を十分に確保していると判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

#### (4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ① 生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ② アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboART System<sup>®</sup>」を確立していること。
- ③ 「RiboART System<sup>®</sup>」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と創薬支援に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。
- ④ 最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤ 重点開発項目を「眼科疾患」と「希少疾患」としていること。
- ⑥ 創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑦ 多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboART System<sup>®</sup>」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

#### (5) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	なし	41.60歳	6.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

また当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

## 2 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 114,000,000株

(2) 発行済株式の総数 54,332,640株 (自己株式23,824株含む)

(注) 発行済株式の総数が前期末に比べて9,718,700株増加しております。

- ・新株予約権 (第18回新株予約権) の行使 9,500,000株
- ・従業員に対する譲渡制限付株式の発行 218,700株

(3) 株主数 24,199名 (前期末6,137名増)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,533,000	2.82%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	992,147	1.82%
松井証券株式会社	855,400	1.57%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	632,600	1.16%
大和証券株式会社	598,100	1.10%
全薬工業株式会社	575,800	1.06%
中村 義一	568,000	1.04%
楽天証券株式会社共有口	542,800	0.99%
湯浅 英之	500,000	0.92%
株式会社SBI証券	395,840	0.72%

(注) 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (23,824株) を控除して計算しております。

2.持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 3 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 義一	事業推進本部長	RIBOMIC USA Inc. President, CEO 一般財団法人医科学研究推進財団理事
取締役執行役員	大岩 久人	管理本部長	
取締役執行役員	安達 健朗	研究開発本部長	
取締役	西畑 利明		
取締役	松藤 千弥		東京慈恵会医科大学学長・学校法人慈恵大学理事
取締役	藤原 俊伸		近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長
常勤監査役	五十嵐 章之		
監査役	矢部 豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製薬株式会社社外監査役
監査役	藤井 康弘		藤井法律事務所弁護士 株式会社エイジェーインターブリッジ社外監査役

- (注) 1. 取締役 西畑利明氏、取締役 松藤千弥氏、及び取締役 藤原俊伸氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 五十嵐章之氏、監査役 矢部豊氏及び監査役 藤井康弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役 西畑利明氏、松藤千弥氏、藤原俊伸氏、社外監査役 五十嵐章之氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
安達 健朗	研究開発本部長 兼 探索研究部長	研究開発本部長	2025年4月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、取締役、監査役、執行役員、それらの相続人等が同保険の被保険者となっております。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容に関する方針等

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

- ・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円以内（うち社外取締役40百万円）であります（2024年6月25日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30百万円以内であります（2024年6月25日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、当事業年度における指名・報酬委員会は、代表取締役及び取締役会が選定した社外取締役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続を経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	6	107,000
監査役	3	19,600
合 計	9	126,600

### (5) 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 西畑利明氏に該当事項はありません。
- ・取締役 松藤千弥氏は、東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 藤原俊伸氏は、近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 五十嵐章之氏に該当事項はありません。
- ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役ですが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士であり、株式会社エイジェーインターブリッジの社外監査役ですが、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
西畑 利明	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行い、期待される役割を果たしております。
松藤 千弥	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、医学的専門家及び大学学長としての豊富な経験と高い見識からアプタマー医薬の開発や経営全般について発言を行い、期待される役割を果たしております。
藤原 俊伸	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、大学における専門領域の指導者としての深い見識から発言を行い、期待される役割を果たしております。
五十嵐 章之	常勤監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会すべてに、また同じく開催された17回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かした発言を行っております。
矢部 豊	監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された17回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井 康弘	監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された17回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

## ハ. 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員6名の報酬等の総額は45,600千円であります。

## 4 会計監査人の状況

(1) 名称 保森監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>2,928,156</b>	<b>3,147,518</b>
現金及び預金	1,927,180	1,837,123
有価証券	900,000	1,200,000
貯蔵品	2,619	3,659
前渡金	10,873	26,417
前払費用	35,788	29,077
未収入金	1,955	718
未収消費税等	49,146	50,103
その他	591	418
<b>固定資産</b>	<b>48,059</b>	<b>38,324</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,059</b>	<b>38,324</b>
営業保証金	100	—
関係会社株式	22,552	22,552
敷金	11,325	11,325
長期前払費用	14,081	4,447
<b>資産合計</b>	<b>2,976,215</b>	<b>3,185,842</b>

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>135,093</b>	<b>142,209</b>
未払金	73,713	81,799
未払費用	11,972	11,047
未払法人税等	19,510	27,915
預り金	6,369	6,397
その他	23,526	15,050
<b>負債合計</b>	<b>135,093</b>	<b>142,209</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>2,840,572</b>	<b>3,043,632</b>
資本金	872,380	401,229
資本剰余金	5,156,732	4,685,581
資本準備金	5,156,732	4,685,581
利益剰余金	△3,188,537	△2,043,177
その他利益剰余金	△3,188,537	△2,043,177
繰越利益剰余金	△3,188,537	△2,043,177
自己株式	△2	△1
新株予約権	550	—
<b>純資産合計</b>	<b>2,841,122</b>	<b>3,043,632</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,976,215</b>	<b>3,185,842</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>事業収益</b>	<b>3,000</b>	<b>2,107</b>
<b>事業費用</b>	<b>1,210,132</b>	<b>1,052,697</b>
研究開発費	803,987	667,691
販売費及び一般管理費	406,145	385,005
<b>営業損失 (△)</b>	<b>△1,207,132</b>	<b>△1,050,589</b>
<b>営業外収益</b>	<b>82,084</b>	<b>40,251</b>
受取利息	5,521	1,735
金銭の信託運用益	7,422	3,034
助成金収入	57,476	35,454
受取返還金	11,051	—
その他	611	27
<b>営業外費用</b>	<b>13,523</b>	<b>4,522</b>
株式交付費	13,424	3,861
為替差損	98	660
<b>経常損失 (△)</b>	<b>△1,138,572</b>	<b>△1,014,861</b>
<b>特別損失</b>	<b>5,578</b>	<b>2,868</b>
減損損失	5,578	2,868
<b>税引前当期純損失 (△)</b>	<b>△1,144,150</b>	<b>△1,017,729</b>
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
<b>当期純損失 (△)</b>	<b>△1,145,360</b>	<b>△1,018,939</b>

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社リボミック  
取締役会 御中

保森監査法人  
東京都千代田区  
代表社員 公認会計士 山崎 貴史  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 清水 寛司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、第23期定時株主総会の議案に関する当監査役会の意見を、以下の3.において報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. その他

#### 【第23期定時株主総会の議案に関する監査役会意見】

監査役会は、第23期定時株主総会に上程される第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件」（以下合わせて「本選任議案」という。）に関して、以下のとおり意見を述べる。

監査役会は、取締役会における本選任議案の決議に先立ち、取締役会に対して、コーポレートガバナンスの観点から、本選任議案は再検討すべき旨の意見を表明したが、取締役会において本選任議案が決議され、株主総会に上程されることとなった。

上記意見を表明した主な理由は以下のとおりである。まず、監査等委員については、常勤の監査等委員が置かれず、従来は常勤の監査役が担っていた監査機能が損なわれる上、監査等委員の全員が従前当社の監査業務に携わっていない新任の監査等委員であり、監査の実効性及び継続性が確保されがたい。また、監査等委員以外の取締役にしても、内部管理を中核として担ってきた取締役管理本部長を選任しないこととなる。その上、現時点においてこれらに対する補完体制の構築も十分とは言えず、当社の監査機能及び経営管理機能が弱体化するおそれがある。

以上を踏まえ、監査役会としては、早急に監査機能及び経営管理機能の実効性ある補完体制を構築し、コーポレートガバナンスの強化を図る必要があると史料する。

2026年5月20日

株式会社リボミック 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 五十嵐 章之 ㊟

監査役  
(社外監査役) 矢部 豊 ㊟

監査役  
(社外監査役) 藤井 康弘 ㊟

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

※昨年と開催場所が異なりますので、ご来場の際はご注意ください。

**会場** 東京都港区白金台一丁目1番1号  
HAPPO-EN 八芳園 本館3階 竹庭  
電話 0570-064-128

**交通** 白金台駅 (都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線) 2番出口より徒歩1分  
高輪台駅 (都営地下鉄浅草線)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。